

令和5年2月21日
企画部オーガニックシティ推進課
0438-38-3089

令和5年4月からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が始まります

木更津市では、性別等にかかわらず誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を令和5年4月から開始します。

なお、パートナーシップ宣誓制度に関しては県内8番目、ファミリーシップを含めると県内4番目となり、千葉市以南では本市が最初の導入自治体となります。

1 制度の名称

木更津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

2 制度の開始日

令和5年4月1日（土曜日）

3 制度の概要

性別等にかかわらずお互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。また、お二人にお子さんや親などがいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、市がお二人の思いを尊重し、LGBTQ+など性的マイノリティの方々や事実婚の方々が感じている生きづらさの軽減・解消を図ることを目的としています。

制度実施後も事業者や関係団体と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、より効果が高まるまちづくりを進めていくことで、大切なパートナーや家族とともに誰もが安心して自分らしく暮らせるよう市が応援するものです。

4 制度の特色

- ①ファミリーシップ制度も加えていること ※市川市、習志野市、柏市に続き、県内4番目
当事者双方の子や親等を家族として扱えるようにしました。
- ②異性間における事実婚の方も対象としたこと
異性間における事実婚の方も利用できるようにすることで、日常生活を送る上での不便さ等に対応できるようにしました。
- ③当事者のうち、一方が本市在住であれば、パートナーシップ関係を認めることとしたこと
法律婚でも夫婦が同居しているとは限らず、また、同居が婚姻の要件でもないことから、一方が市内に住所を有していればよいこととしました。
- ④通称名を使用することができることとしたこと
当事者の方には通称名を使用している方もいることから、通称名も使用可能としました。
- ⑤宣誓証明カードを6色から選べるようにしたこと
多様性を表現するレインボーカラーの考え方を採用し、宣誓者それぞれが好きな色の宣誓証明カードを選べるようにしました。

5 宣誓の要件

宣誓をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ・成年であること
- ・双方または一方が木更津市民、または、木更津市へ転入予定であること
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係（事実婚を含む）にないこと
- ・民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）でないこと
- ・ファミリーシップの関係に係る宣誓にあっては、双方または一方に子や親等がいること

6 宣誓の流れ ※要予約

(1) 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則3日前（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）までに、電話またはメールで予約をしてください。受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分です。

【電話】0438-38-3089

【メール】kyosei@city.kisarazu.lg.jp

(2) 宣誓書の提出

予約した日時に必要書類を持って地域共生推進課へお越しください。職員が宣誓時に本人確認を行い、必要書類と宣誓要件を満たしているかを確認します。

【必要書類】

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
- ・戸籍全部事項証明書、外国人の方は婚姻要件具備証明書とその日本語訳など
- ・宣誓書に記載する全ての方の住民票の写し
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・双方とも市外在住の場合は、転入することが確認できる書類

(3) 宣誓証明書等の交付

職員が提出された書類を確認し、後日、宣誓証明書等を交付します。

7 市公式ホームページ

提供可能なサービスの紹介やその他の関連情報について、随時更新します。

URL：<https://www.city.kisarazu.lg.jp/kurashi/sanka/1011021/1011023.html>



8 参考資料

- ①ガイドブック
- ②PR用チラシ
- ③宣誓証明カードデザインイメージ